

第2期神栖市いのちを支える計画

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)

令和7年(2025年)3月

神栖市

はじめに

全国の自殺者数は、年間3万人を超えていましたが、平成18年10月の自殺対策基本法の施行は、我が国の自殺対策を大きく前進させる契機となりました。「個人の問題」とされてきた自殺は「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げた総合的な自殺対策が自殺者数を年々減少させる成果をもたらしました。

令和2年から令和5年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大時においては、人と人との交流の減少、さらに物価の高騰等も重なり、閉塞感を伴う大きな社会不安がありましたが、国・県においては、自殺者数は、増大することなく、一定の水準で推移していました。

一方、本市においては、コロナ禍前には国・県と同様に推移していましたが、コロナ禍以降は特有の傾向をたどり、一時増加が見られ、令和4年には、自殺者数は過去10年間のうち最多の30人となりました。現在は、これをピークとして、減少傾向となっているものの、今もなお、毎年20人以上の方々のかげがえのない「命」が自殺によって失われているという厳しい現実を、私たちは重く受け止めなければなりません。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、勤務上の問題・過労・生活困窮・育児や介護疲れ・いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。このため、自殺対策は、個人の問題としてだけでなく、未然に防ぐことができる社会的な問題であること、対策の本質は生きることに対する包括的な支援にあること、などを市民の皆様とともに認識・共有し、対策に取り組んでいく必要があります。

こうしたことから、本市では、自殺対策協議会において「第1期 神栖市いのちを支える計画」での施策の取り組みを評価し、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため「第2期 神栖市いのちを支える計画」を策定いたしました。

本計画においては、引き続き『誰も自殺に追い込まれることのない神栖市』を基本理念として掲げ、全ての市民が健康で生きがいを持って暮らすことのできるよう、施策の推進に努めてまいりますので、市民の皆様により一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たりまして、貴重な御意見や御提案をいただきました神栖市自殺対策協議会の委員の皆様をはじめ、市民の皆様並びに関係機関の方々に心から御礼申し上げます。



令和7年3月
神栖市長 石田 進

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	3
2 計画の位置づけ.....	4
3 計画の期間.....	4
4 国・県の動向.....	5
第2章 神栖市の現状.....	9
1 自殺の現状.....	11
2 アンケート調査結果.....	17
第3章 前計画の評価と課題.....	33
1 計画の数値目標.....	35
2 計画の進捗と課題.....	36
第4章 計画の基本的な考え方.....	41
1 基本認識.....	43
2 基本方針.....	43
3 基本理念.....	45
4 計画の目標.....	46
第5章 具体的な取り組み.....	47
1 全体の構成.....	49
2 基本施策.....	51
3 重点施策.....	63
第6章 計画の推進.....	69
1 計画の推進体制.....	71
2 計画の評価・見直し.....	71
資料編.....	73
1 神栖市自殺対策協議会規則.....	75
2 神栖市自殺対策協議会委員名簿.....	78
3 自殺対策基本法.....	79
4 相談窓口.....	84